

第 3 2 号議案

中野区新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 3 月 1 1 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置する必要がある。

## 中野区新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

### (設置)

第1条 国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により経営状況が悪化している者が金融機関から受けた融資に係る利子補給に要する財源を確保するため、中野区新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、中野区一般会計予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第 6 条 区長は、第 1 条に規定する利子補給の財源に充てる場合に限  
り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必  
要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。